

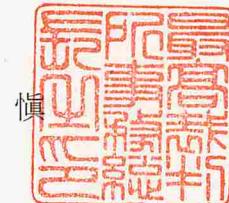
最高裁秘書第2278号

令和2年9月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成31年1月8日にあったカルロス・ゴーンの勾留理由開示公判に関して、東京地裁事務局が作成し、又は取得した文書（大使館職員等に対する傍聴席の優先割当に関する文書を含むものの、一般の傍聴者から回収した裁判所傍聴券は除く。）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月11日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第7号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）